60 vol.
発行年月日 2026.6.1

水土里ネット東播用水
東播用水だより

世界かんがい施設遺産
World Heritage Irrigation Structure in Japan
平成26年に登録されました。

御坂サイフォン水路橋
（眼鏡橋）

練部屋分水工

老ノ口分水工

淡河頭首工

東播用水土地改良区
〒673-0512　兵庫県三木市志染町井上683
TEL.　0794-87-0545　FAX.　0794-87-0547
メールアドレス：soumu@toban-yosui.jp
とうばんようすい

目　次

第55回　通常総代会 2
令和６年度　一般会計決算 3
令和８年度　一般会計予算 3
令和６年度　小水力発電事業の実績について 4
関係機関紹介 4
令和８年度　事業計画 5
パイプライン補修資材の貸し出し一時中止について 5
こんなときは必ず土地改良区へ通知を！ 6
組合員資格得喪通知書の提出について 7
令和８年度　賦課金 8
土地改良区の経営状況について 9
かんがい期間中の連絡体制の変更について 10
水利施設管理強化事業の実施状況について 11
土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況について 11
維持管理事業の実施状況について 11
TT未来遺産運動からのお知らせ 12
東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ 12
一緒に働きませんか！“職員募集” 12

第55回　通常総代会

理事長

仲　田　一　彦

本日ここに、東播用水土地改良区第55回通常総代会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様方には、大変ご多忙の中ご参集賜り、また日頃より土地改良区の運営並びに事業推進に格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

東播用水の昨年の状況についてご報告申し上げます。

令和７年の東播用水路線別配水実績を見ますと、大川瀬導水路系は1,363万立方メートル、呑吐ダム系は1,328万立方メートルと、降雨不足の影響により、いずれも平年より三割程度多い配水量となっております。

４月の降雨量は例年の４割であったことに加え、梅雨明けが６月27日と過去最も早く、ダムの貯水率を回復するにいたりませんでしたので、渇水調整会議等を開催し、５月中旬から10月末まで１割から２割の取水制限を実施いたしましたことによりご不便とご心配をおかけいたしました。

さて、近年の中東情勢の不安定化により、エネルギー価格や肥料原料価格の高騰など、農業を取り巻く環境にも大きな影響が及んでおります。こうした国際情勢の変化は、食料の安定供給の重要性を一層浮き彫りにするものであり、国内農業の基盤強化の必要性を改めて認識するところでございます。

次に、兵庫県で実施していただいている岩岡２号支線水路の「岩岡水路橋耐震対策工事」の進捗状況についてでございますが、令和８年度に現在の水路橋をサイフォン形式にし第二神明道路の下を通す工事、令和９年度に水路橋の撤去工事が予定されております。今後とも事業の円滑な推進に向け、引き続き協力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、本日ご提案申し上げております議案は、令和６年度決算関係書類の承認など15議案と、本土地改良区の経営状況に関する報告でございます。

議案の内容につきましては提案の際にご説明申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。　令和８年３月26日

令和８年３月26日、三木市立市民活動センターに於いて第55回通常総代会を開催、総代定数79名中69名出席のもと、古谷博副理事長の開会宣言により開会、議長に小野真也総代（三木市志染町）、議事録記名人には小畑賀津子総代（神戸市北区八多町）、梶暢彦総代（神戸市西区神出町）を選任し議事に入り、慎重に審議が行われ、提出した議案はすべて原案どおり可決されました。

提出議案

第１号議案　令和６年度決算関係書類の承認について
第２号議案　東播用水土地改良区定款及び総代選挙規程並びに役員選任規程の一部改正について
第３号議案　東播用水土地改良区規約及び地区除外等処理規程並びに会計細則の一部改正について
第４号議案　令和７年度一般会計・特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
第５号議案　賦課金の不納欠損処理について
第６号議案　令和８年度事業計画について
第７号議案　令和８年度賦課金の賦課徴収について
第８号議案　令和８年度基盤安定基金積立資産の一部処分について
第９号議案　令和８年度加入金について
第10号議案　令和８年度役員及び総代の報酬・日当について
第11号議案　令和８年度地区除外決済金額について
第12号議案　令和８年度一般会計・特別会計収支予算について
第13号議案　令和８年度一時借入金の限度額及び借入方法について
第14号議案　令和８年度余裕金及び積立金の預入先について
第15号議案　役員の補欠選任の方法について
報告第１号　土地改良区の経営状況について

令和６年度　一般会計決算

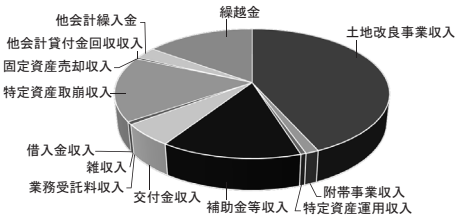

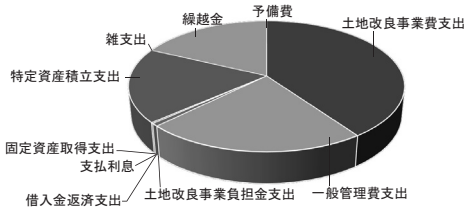

収入の部

（単位：円）

土地改良事業収入	184,444,863
附帯事業収入	5,688,771
特定資産運用収入	2,347,433
補助金等収入	60,108,136
交付金収入	23,670,000
業務受託料収入	0
雑収入	2,861,479
借入金収入	0
特定資産取崩収入	69,015,357
固定資産売却収入	180,000
他会計貸付金回収収入	1,315,924
他会計繰入金	12,922,396
繰越金	63,833,584
収入総額	426,387,943

支出の部

（単位：円）

土地改良事業費支出	171,186,379
一般管理費支出	95,991,240
土地改良事業負担金支出	2,966,973
借入金返済支出	0
支払利息	0
固定資産取得支出	1,103,330
特定資産積立支出	78,675,170
雑支出	84,737
繰越金	76,380,114
予備費	0
支出総額	426,387,943

令和８年度　一般会計予算

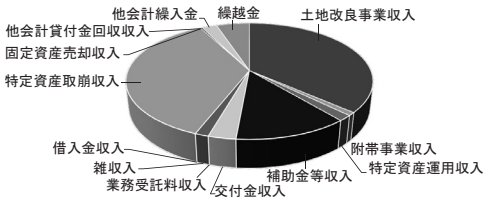

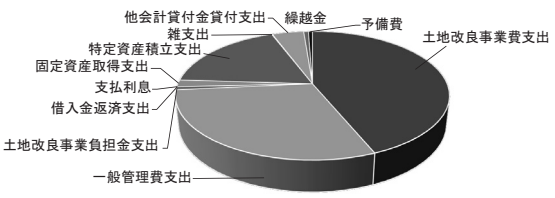

収入の部

（単位：円）

土地改良事業収入	188,563,000
附帯事業収入	4,570,000
特定資産運用収入	8,085,000
補助金等収入	65,120,000
交付金収入	15,840,000
業務受託料収入	1,000
雑収入	7,777,000
借入金収入	2,000
特定資産取崩収入	187,531,000
固定資産売却収入	2,000
他会計貸付金回収収入	1,380,000
他会計繰入金	12,140,000
繰越金	26,734,000
収入総額	517,745,000

支出の部

（単位：円）

土地改良事業費支出	226,465,000
一般管理費支出	153,935,000
土地改良事業負担金支出	4,015,000
借入金返済支出	2,000
支払利息	2,000
固定資産取得支出	9,000,000
特定資産積立支出	94,335,000
雑支出	560,000
他会計貸付金貸付支出	23,000,000
繰越金	3,431,000
予備費	3,000,000
支出総額	517,745,000

令和６年度　小水力発電事業の実績について

令和６年度決算　（単位：円）

項　目	金　額	割　合	
		本区	企業庁
		50.50%	49.50%
売電収入	26,582,231		
雑収益（利子）	2,315		
支払消費税	△ 2,336,200		
発電事業収入計	**24,248,346**	**12,245,415**	**12,002,931**
発電施設維持管理費	△ 3,270,749	△ 1,651,728	△ 1,619,021
差引利益	**20,977,597**	**10,593,687**	**10,383,910**
特定資産運用収入	26,780	26,780	
特定資産取崩収入	0	0	
一般会計借入金返済支出	△ 651,005	△ 651,005	
特定資産積立支出	△ 3,129,594	△ 3,129,594	
大川瀬ダム　合計	**17,223,778**	**6,839,868**	**10,383,910**
売電収入	24,692,574		
雑収益（利子）	2,322		
支払消費税	△ 2,172,500		
発電事業収入計	**22,522,396**	**11,373,810**	**11,148,586**
発電施設維持管理費	△ 2,884,215	△ 1,456,529	△ 1,427,686
差引利益	**19,638,181**	**9,917,281**	**9,720,900**
特定資産運用収入	24,631	24,631	
特定資産取崩収入	0	0	
一般会計借入金返済支出	△ 664,919	△ 664,919	
特定資産積立支出	△ 3,194,465	△ 3,194,465	
呑吐ダム　合計	**15,803,428**	**6,082,528**	**9,720,900**
両施設　総計	**33,027,206**	**12,922,396**	**20,104,810**

国の指導に基づき、令和元年度より当該年度内に利益をそれぞれに配分し、令和３年度より発電所ごとに経理しています。令和６年度は**1,292万円**を一般会計へ繰り入れ、維持管理費用の一部に充当して農家負担の軽減を図っています。

関係機関紹介

東播用水土地改良区の事業の円滑な推進、維持管理等にご指導を賜っております、国、県、市町関係の関係部署を紹介します。

［近畿農政局］

淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所（呑吐ダム）

川代ダム管理所

鴨川・大川瀬ダム管理所

［兵庫県］

農林水産部農地整備課

神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸土地改良センター

北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所

［関係市町］

神戸市経済観光局農政計画課

明石市環境産業局産業振興室農業政策課

加古川市産業経済部農林水産課

三木市産業振興部農地整備課

稲美町経済環境部産業課

［関係団体］

全国土地改良事業団体連合会

兵庫県土地改良事業団体連合会

令和８年度　事業計画

１．水利施設の維持管理・配水管理を適切に行う。
　１）東播用水土地改良区維持管理事業計画及び関係諸規程を遵守し、管理施設の保守点検・整備・その他日常必要な維持管理業務を適切に行う。
　（1）主要水利施設
　　①用水路　23路線（約373km）
　　②揚水機場　26機場
　　③頭首工　２ヶ所
　　④遠方監視制御施設　36局（親局含む）
　（2）小水力発電施設　２ヶ所（呑吐ダム小水力発電所、大川瀬ダム小水力発電所）
　（3）計画的に補修整備、改修を行うとともに軽微なものは直営により機能を保全する。
　２）利水調整規程に定める配水計画に即した適正な配水を行う。
　（1）補給計画ため池等の個所　498ヶ所
　（2）面　積　7,043ha（配水管理体制整備計画面積）
　（3）渇水に備えて節水意識の高揚と啓発に努める。
２．加古川水系広域農業水利施設総合管理事業の円滑な実施、推進に協力する。
３．岩岡支線水路水路橋等の耐震対策、長寿命化を図るため事業の円滑な実施、推進に協力する。
４．補助事業を適正かつ円滑に執行する。
　１）土地改良施設維持管理適正化事業
　２）水利施設管理強化事業
　３）地域躍動推進事業
５．当該年度賦課金及び未収賦課金の徴収に努める。
６．淡山疏水・東播用水未来遺産運動の推進及び世界かんがい施設遺産の啓発に努める。
７．その他
　１）維持管理事業に関する農家負担の軽減につながる調査・研究に努める。
　２）維持管理事業を円滑に推進するため積極的に広報を行う。

パイプライン補修資材の貸し出し一時中止について

パイプラインの老朽化による漏水事故が多発しています。本区でも緊急補修に備え入手に時間がかかる大口径資材を備蓄しています。昨年までは、緊急補修に必要な資材がございましたら貸し出しを行っておりましたが、現在、資材供給が不安定なため、当面の間、資材の貸し出しを中止いたします。

なお、状況が改善された場合は、資材の貸し出しを再開する予定です。

【ＫＣジョイント】
φ２００
φ２５０
φ３００

【ストラブクランプ】
φ１００　φ１５０
φ２００　φ２５０
φ３００
〈用途〉配管の溶接部やピンホール
腐食割れした部分の漏水補修材

【ベンド管】
φ３００　４５°
２２°1/2

組合員のみなさまへお願い
こんなときは必ず土地改良区へ通知を！

☆　農地の権利移動、組合員の資格交替があったとき

◎土地の所有権移動（売買、相続等）、耕作権の移動（小作等）

◎組合員の交替（※組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等）

◎住所変更

このような時は、土地改良法によって組合員から土地改良区へ通知するよう義務付けられております。

届出のない場合は、土地原簿（賦課台帳）が修正されないので、従来どおり賦課金が課せられます。速やかに通知して下さい。又、３月３１日が切替日になります。

●提出書類　⇒　組合員資格得喪通知書

◎農地転用・地区除外をされる場合は、当土地改良区への申請と決済金の納入が必要です。

農地を転用される場合は、当土地改良区への届け出と地区除外決済金の納入（意見書交付時）が義務づけられています。

また、地目が田からほかの用途に地目変更される場合も同様の手続きが必要となります。

公共用地（道路、河川等）として、売買又は寄付された場合も申請と決済金が必要です。

令和８年度　農地転用決済金額

☆総合管理事業決済金	10a当り	12,600円	計164,600円
☆維持管理事業決済金	10a当り	152,000円	
☆意見書等発行手数料	1申請	1,000円（税抜）	

ご注意下さい！

※不動産の相続登記が義務化されました。

相続登記がなされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国的に急増し大きな社会問題となっています。そのため、この問題解決のため令和３年に不動産登記法が改正され、不動産を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記をすることが、令和６年４月１日から義務化されましたので、ご注意ください（なお、令和６年４月１日以前に相続した不動産も、相続登記されていないものは、義務化の対象になります）。

◎通知書類（組合員資格得喪通知書、農地転用等通知書）の様式は、ホームページから印刷してご利用いただけます。またご希望の方には郵送いたします。各種届出用紙が必要な場合、またご不明な点がございましたら下記の総務担当庶務係までご連絡ください。

東播用水土地改良区　総務担当（庶務係）
〒673-0512　三木市志染町井上683
ＴＥＬ　0794-87-0545　　ホームページ：http://www.toban-yosui.jp
ＦＡＸ　0794-87-0547　　メ　ー　ル：soumu@toban-yosui.jp

○ホームページ
QRコード

組合員資格得喪通知書の提出について

前項に例示した農地の移動や組合員の資格変更が生じた場合は、土地改良法第43条第1項の規定により組合員は土地改良区にその旨を届け出ることが義務付けられています。届け出がなければ、土地原簿が変更されずこれまでどおり賦課されてしまいます。変更があったら、次の記載例を参考にしていただき、通知書を速やかに土地改良区に提出してください。

記入例　組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が喪失したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

届出日を記載してください

令和○○年○○月○○日

現資格者の住所・氏名などをご記入ください

現資格者

住　所　三木市志染町井上683　　故人の場合は押印不要

氏　名　東播　花子　㊞

電話番号（0794）87－0545

自治名

押印してください

新しく組合員になられる方の記入欄を記載漏れのないようご記入ください

新資格者

郵便番号　673-0512

住　所　三木市志染町井上7777

（フリガナ）トウバン　タロウ

氏　名　東播　太郎　㊞

電話番号（0794）87－0547

生年月日　昭和・平成　8年8月8日生　男・女

自治名

相続・贈与等で、現資格者の土地をすべて異動する場合は、こちらに『チェックマーク』を入れて下さい

東播用水土地改良区理事長　様

記

現資格者の土地の一部を変更となる場合は、こちらに『チェックマーク』を入れ対象の土地を記入して下さい

どちらかに必ずチェック

1. 資格得喪の対象たる土地（必ずチェックを願います。無き場合は無効となります。）

・□ すべての場合
　東播用水土地改良区の土地原簿のとおり

・□ 一部の場合（下記に対象の土地を記載して下さい。）

市町名	大字	字	地番	地目	地積(㎡)	備考(用途)
志染町	井上	本虫	777	田	1000	

※該当する原因に○印をお願いします。該当する項目がなければその他に○印をつけた上、原因を記載してください

2. 資格得喪の原因及びその時期

1)原　因　（相続）・売買・贈与・経営移譲・自小作解消
使用貸借・住所変更・その他（　　）

2)時　期　令和○○年○○月○○日　　上記原因となった時期を記載してください

令和８年度　賦　課　金

賦課金は、毎年４月１日現在の組合員名簿、土地原簿賦課面積により算出しています。

◆ 賦課金（経常賦課金・維持管理費）の内訳

・経常賦課金　10a当り　1,500円（全受益地・基盤安定基金積立金500円を含む。）
・維持管理費　下記賦課区分の通り（配水可能地域）　（10a当り）

賦課単価区分	賦課基準区分	配水実績水量幅	単価（円）
A	ため池掛（A）	10㎥未満	600
	農地造成（A）		
B	ため池掛（B）	10㎥以上～200㎥未満	900
	農地造成（B）	10㎥以上～80㎥未満	
C	ため池掛（C）	200㎥以上～600㎥未満	1,000
	農地造成（C）	80㎥以上～120㎥未満	
D	ため池掛（D）	600㎥以上～900㎥未満	1,200
	農地造成（D）	120㎥以上	
E	ため池掛（E）	900㎥以上	1,300
F	井堰掛・畑・濃縮地区		600
G	井堰掛（志染川・美の川）		300

付記:ため池掛及び農地造成の配水実績水量については前年度より過去５年間の10a当りの平均配水量です。

◆ 賦課及び徴収方法

土地改良区から各組合員に対し賦課金通知書を発行します。

但し、団体（水利等）で徴収委託契約を締結している場合は一括して水利委員等へ配布します。

賦課単価決定根拠となる平均配水量調書及び土地原簿については毎年賦課水系単位で関係水利委員へ配布しています。

◆ 納入期限

令和８年７月31日（年１回徴収）　※賦課金合計が30万円以下の個人宛ての賦課金通知書はコンビニ納付できます（郵便局は不可）

◎賦課金の口座振替（農協）の活用を推奨しています。

賦課金の納入は、便利な口座振替をお勧めします。**納付忘れなく安心で奨励金の還付が確実に受けられます。**当分の間、賦課金額の２％を還付（差引額を振替）します。

例 10,000円-200円（2%）＝9,800円

なお、口座振替をご利用の方は、振替日前の残高をご確認ください。（口座振替日：令和８年７月31日）

手続きにご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

東播用水土地改良区　総務担当　（☎0794-87-0545）

賦課金は、期限内に納入しましょう！！

土地改良区は組合員皆様の賦課金で運営されており、皆様のため池へ用水を送る土地改良施設の維持管理を適切に行うための経費です。納入期限内に納めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

賦課金完納に向けた取組について

土地改良区では、貴重な財源である賦課金の完納を目指し、賦課金納付の公平性を保つために、未収対策を行っています。納入期限内に納入の確認が出来ない場合には督促状を発行します。それでも納入が無い場合には、催告書の送付・電話・戸別訪問等を行い納入のお願いをしています。

なお、過年度未収金につきましては、今年度は業務委託を行いますので、委託先が催告書を送付いたします。

令和９年度からの口座振替の領収書について

口座振替の領収書につきましては、事務費削減のため令和８年度の発送を最後とさせていただきます。令和９年度からは引落口座の通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

土地改良区の経営状況について

東播用水土地改良区の運営における課題と対応

1　現在の賦課金について

平成20年の維持管理費の改定を最後に、経営努力を積重ね賦課金額を18年間維持してまいりました。

	前回改定	現行
経常賦課金	平成５年	1,000
基盤安定基金積立金	平成１９年	500
維持管理費	平成２０年	300～1,300
計		1,800～2,800

2　本区の単年度収支の状況と今後の推移

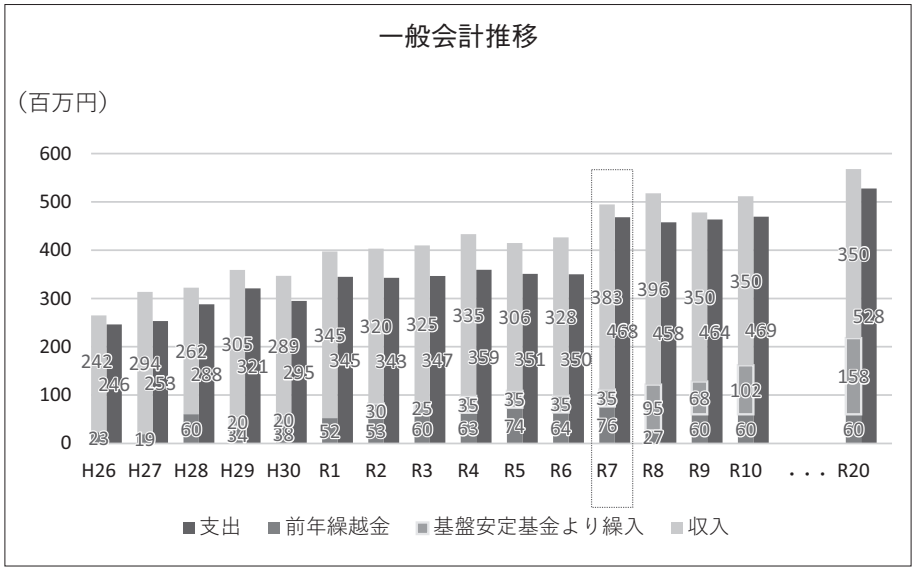

3　基盤安定基金残高の状況と今後の推移

令和７年度は配水操作や維持管理費用の不足額として、約3,500万円を基盤安定基金から取崩。（約500円/10aの不足）

このままの物価上昇が続けば令和20年度には通常管理の経費だけで約1.6億円の基金取崩。

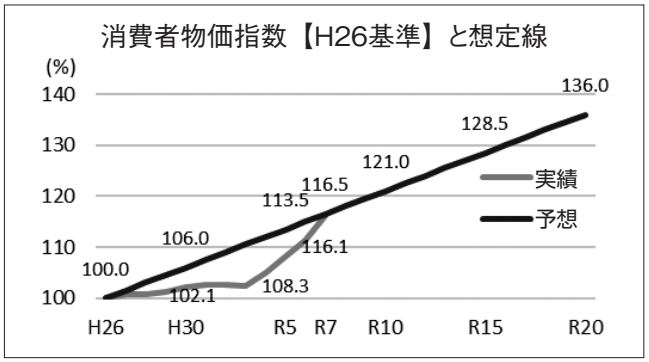

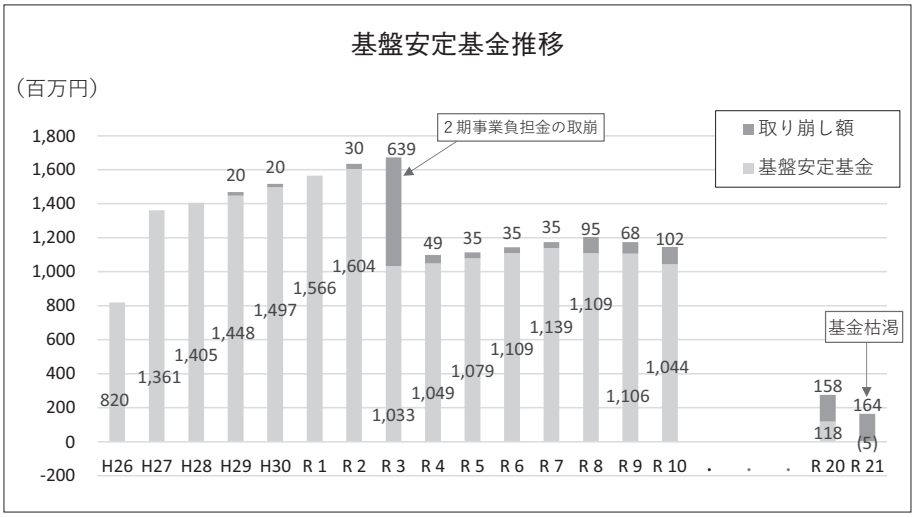

4　今後の施設更新に係る本区の負担（超概算）

施設更新に係る概算負担金

450億円（再建設費）×13%（補助金負担率））÷70,000(10a)（受益面積）

÷50年（施設耐用年数）≒**1,700**（円／10a・年）

※現在徴収している施設更新に係る基金は500（円/10a・年）

5　収支の改善に向けた取り組み

	実施済み	検討中
維持管理関係	宿直・日直の廃止	ストックマネジメント事業の実施
賦課金関係	督促手数料の徴収 弁護士を介した未収賦課金の徴収	口座振替領収書の廃止
その他	視察対応手数料の徴収	国債の購入 東播用水だより等発行物の電子化

上記の取組を進めるとともに、**賦課金改訂に向けた、施設更新計画と賦課金額の精査を行います。**

尚、資料中の数字については一部を除いて超概算の数字を用いているため、今後の精査により大幅な変更が発生する場合があります。

かんがい期間中の連絡体制の変更について

従来、かんがい期間中（概ね５月～９月）は宿日直体制で24時間対応をしておりましたが、令和８年度より宿日直体制を廃止し、平日夜間、及び休日の連絡体制を留守番電話対応に変更します。

水利委員等連絡係の方は災害や漏水などの影響による緊急性の伴う送水停止につきましては、留守番電話にメッセージを残していただくと電話当番へメッセージを転送いたします。その際は、**地区名・ため池名・委員名・用件・折り返しの連絡先**を必ずお伝えください。

それ以外のご連絡につきましては、平日８：45～17：30にお願いいたします。

皆様にはご苦労、ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。

水利施設管理強化事業の実施状況について

１．事業概要

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有していますが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められています。

このため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的として実施するものです。

２．負担区分　　※農家負担はありません。

３．令和７年度　実施状況

・地区内施設：揚水機場外部塗装整備　１か所
・大沢支線水路：流量計整備　１か所
・別所支線水路：草谷池分水ゲート整備
　φ200他

４．令和８年度　実施予定

・地区内施設：御坂サイフォン眼鏡橋塗装整備
・淡河幹線水路：転落防止柵設置　１か所
・明石川支線水路：流量計整備　３か所
・神出支線水路：呉錦堂池分水ゲート整備
　φ250

土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況について

１．事業概要

この事業は、団体営規模以上の事業で造成された施設において事業費が１施設当たり200万円以上で実施できる事業です。

２．負担区分

農家負担40％（内10％は市町負担です。）

３．令和７年度　実施状況

・大川瀬導水路：木津揚水機等整備
・大沢支線水路：大沢第２段揚水機整備
・平井農地造成支線水路：水路整備補修

４．令和８年度　実施予定

・大沢支線水路：大沢第２段揚水機整備

維持管理事業の実施状況について

１．事業概要

上記補助事業の要件に該当しない水路・設備等の補修及び整備を実施する事業です。

２．負担区分

農家負担100％

３．令和７年度　実施状況

・水路漏水補修	10か所	15,166,800円
・施設整備	２件	3,905,000円
・草刈浚渫等	２件	18,643,900円
・その他	１件	5,720,000円
	合　計	43,435,700円

【水路漏水補修】

TT未来遺産運動からのお知らせ

淡山疏水・東播用水 施設見学会

「淡山疏水と東播用水」は、組合員の皆様の田んぼに、大切な水を送っています。これらのダムや水路のこと、そして農業のことを子供を中心に伝えましょう。ぶどうの収穫体験、昼食付き。

開催日　令和８年８月19日（水）　９：00～17：00　（予定）
内　容　TT博物館での学習会、御坂サイフォン、呑吐ダム見学、ぶどう収穫体験などを予定
参加費　大人2,000円　子供（小学3～6年生）1,000円 ※大人1人に対し小学生1名無料
申　込　７月上旬に本区HPに参加募集要項等を掲載予定

淡山疏水・東播用水 ふれあいバスツアー

淡山疏水・東播用水の施設を見学してみませんか。淡山疏水・東播用水を軸にした一味違った地域の魅力を感じてください。昼食付き。

開催日　令和８年11月７日（土）　９：00～16：00　（予定）
内　容　淡山疏水・東播用水施設見学、三木金物まつりへの参加を予定
参加費　１名　2,000円（中学生以上）
申　込　開催日の約1ヶ月前に本区HPに参加募集要項等を掲載予定

※上記の２つのイベントにつきましては予定であり日程・行程等の変更する場合があります。

東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ

東播用水 源流ミニツアー

開催日：令和８年10月24日（土）予定
※募集は旅行代理店が行います

東播用水の源流、川代ダム・丹波篠山を訪ねてみませんか！
このツアーは、ダム施設を見学いただくと共に、丹波地域の森林が地球環境保全に役立っていることを理解し、上流との交流を深めることを目的としています。

行　程

出発地 西神・明石・加古川・三木・稲美の各乗車場所 → 川代ダム 歓迎式典 ダムの見学 → 丹波篠山（市内散策）

式典会場入口

式典展示状況

川代ダム見学

市内散策

呑吐ダム探検隊

開催日：令和８年11月14日（土）予定

呑吐ダムの施設見学に参加しませんか！

放水ゲート巻上機

ダム堤体階段

ダムの施設見学イベント「呑吐ダム探検隊」を開催します。普段入る事ができないダム堤体内の施設見学により、東播用水事業の意義と効用への理解を深めてください。

※参加を希望される方は、10月上旬に東播用水土地改良区HPのトピックスに掲載予定の受付窓口からご連絡ください。組合員皆様のご参加をお待ちしております。

一緒に働きませんか！ “職員募集”

東播用水土地改良区では、長期的な人材確保の観点から若い人材を求めています。
農業用水を地域のため池等に届けるための組織運営・水利施設の維持管理業務・用水の供給調整を行う農業団体ですので、国・県・市町の職員との関わりや水利団体の役員や農家との関わりが多くあります。
業務内容は水利施設の管理業務及び総務関係業務となります。

求人条件
年 齢 層：35歳までの高校卒業以上の方
採用人数：若干名
時　　期：令和９年４月採用予定
給 料 等：年齢・経験等を考慮して決定します。
選考方法：①履歴書による書類選考、②レポート提出による選考、③面接の順で決定します。
その他の雇用条件は、下記に問い合わせてください。

【問合せ先】
東播用水土地改良区　総務担当（0794-87-0545）